

斐川サンホーム 事業計画

1. 共通事項

(1)個性を尊重し、その人らしい生活を支えます。

- ・ご利用者、ご家族の意向に沿い、希望される生活に応じたサービスが提供できるよう、多職種が連携してケアプランを作成し、それを基に十分な説明を行い、同意を得てサービスを提供します。
- ・ご利用者を中心とした生活支援の経過や評価を記録し、情報の伝達と共有を密に行い、より良いサービスの提供に繋がります。
- ・ご利用者一人ひとりが自立的に生活されるように、機能の維持・向上に繋がる取り組みを行うとともに、体調変化等には速やかに対応する即応性のあるサービスを提供します。

(2)大切な人権を守ります。

- ・プライバシーを保護し、拘束等のないケアへの取り組みをさらに推進し、ご利用者の生活の尊重と人としての尊厳を守ります。
- ・サービス提供上知り得たご利用者等の個人情報については、慎重に取り扱い秘密を守ります。

(3)安心・安全な生活を支えます。

- ・ご利用者一人ひとりの生活状況を把握し、個別マニュアルの活用と随時の見直しを行い、事故の防止・未然回避を図り、安全に安心して生活していただきます。
- ・事故等が発生した場合には速やかに適切な対応をするとともに、再発防止に努めます。
- ・衛生管理に十分留意し、健康の管理と安全な環境整備を心がけます。
- ・常に感染症に関する流行等の情報収集を行い、正確かつ迅速に職員伝達・共有することで未然回避への意識を高め、感染症対策委員・安全衛生委員とともに所内での発生・蔓延を防ぎます。

(4)ご家族との連携を深めます。

- ・ご家族からの要望や思いを汲み、ご家族との信頼関係を築くよう心がけます。
- ・ご家族との情報の共有化を図り、ご家族とともにご利用者の生活を支えます。

(5)地域との連携を図ります。

- ・地域の一員として、積極的に地域との交流を図ります。

- ・地域の保健・医療・福祉等、関係機関との連絡調整を密に行い、連携のとれた円滑なサービスの提供に努めます。

(6)職員の育成・資質の向上に取り組みます。

- ・法人理念を職員全員が共有し、魅力ある施設づくりに取り組みます。
- ・法令や職員倫理規程等を遵守し、役割と責任を自覚し行動します。
- ・職員同士、思いや考えを伝え合い、十分なコミュニケーションをとり、仕事を通じての成長を目指します。
- ・チームワークを保ち、常により良いサービスの提供と、信頼される対応を心がけます。
- ・職員一人ひとりがキャリア階層ごとの役割を理解し、求められる能力を発揮するよう努めます。
- ・マニュアル活用、実践に即した研修、階層別研修、エルダー制等に取り組み、職員のスキルアップに繋がります。
- ・自己研鑽のための研修参加、資格取得を通じプロ意識を高めます。
- ・省エネとコスト意識を持ち、設備や備品等を適切に取り扱います。

(7)職員の安全衛生に努めます。

- ・職員の健康診断を行い、産業医との連携のもと生活習慣病の予防に努めます。
- ・メンタルヘルスケアに取り組み、職員が生きいきと働きやすい環境をつくります。
- ・福祉機器や介護用品を活用等し、職員の腰痛予防や業務の効率化に努めます。

(8)サービスに対する客観的な評価を基に改善に取り組みます。

- ・施設・事業所での継続的な自己点検（自己評価）、施設間相互研修の評価、ご利用者やご家族、第三者委員・介護相談員の方々からのご意見・苦情等を真摯に受け止め、福祉サービスの向上と業務の改善に繋がります。
- ・各事業において利用率等の目標を設定し、常に収支の状況を点検して改善を図ります。

(9)防犯・防災対策の強化に努めます。

- ・不審者対応マニュアルの活用、防犯に関する研修や訓練、設備活用等の対策により、安心・安全の確保に努めます。
- ・土砂災害避難確保計画の作成とその届け出を行います。
- ・災害に対する警戒体制や対策、被災時の事業継続計画をよく理解し備えます。
- ・施設や周辺環境等から、様々な被災状況を想定した訓練を行い、対応能力を高めます。

- ・緊急時の連絡手段等について定期的に確認や訓練を行い、都度必要な見直しを行います。
- ・被災時に必要な備蓄品の確保と定期点検を行い備えます。
- ・各種対策、訓練の計画・実施は、地域や関係諸機関と連携して行います。
- ・危険物の取り扱いの理解を深め、管理を徹底します。

(10) 地域福祉の取り組みを進めます。

- ・地域の社会福祉法人、関係団体等と連携・共同し、地域の課題に取り組みます。
- ・地域の社会資源として、施設・事業所の機能と強みを活かし、地域のニーズに柔軟に対応します。
- ・施設・事業所の取り組みや魅力を発信し、また福祉に関する幅広い情報を提供します。
- ・介護・福祉を担う次世代の人材を育成するため、積極的に実習生やボランティアを受け入れます。

(11) 移転改築に向け準備を進めます。

- ・サービスの内容・提供体制、設備等について、専門的な意見を確認し、十分な検討を踏まえ具体的な計画に移していきます。
- ・計画の進捗状況に応じ、ご利用者・ご家族、地元、関係機関等への十分な説明と必要な対応を適切に行い進めます。
- ・ICT（情報通信技術）等の介護負担軽減・効率化のための機器等について、導入・活用の検討を行います。

2. 施設サービス

1) 特別養護老人ホーム斐川サンホーム

～尊厳と心地よさを～

ご利用者一人ひとりに誠実に向き合い、それぞれの思いを大切に、生きいきとした暮らしが送られるよう支援します。

(1) 生活支援及び介護

- ・ご利用者の思いを受け止め、ご本人やご家族と相談などを行い、必要な支援を多職種が連携して行います。
- ・外出等の生活範囲が広がる支援を通し、ご利用者の生活が活気づき、自立的な意欲を引き出す支援を行います。

- ・コンチネンスケアや褥瘡予防に取り組み、ご利用者にとって気持ちの良い健康的な生活の支援を行います。

(2)医療看護

- ・ご利用者一人ひとりの心身の状態について、各職種との連携のもと、日頃の健康維持と疾病の早期発見に努めます。
- ・ご家族、主治医との連携を密にし、適切な処置、対応を行います。
- ・知識・技能と人間としての豊かさを兼ね備えた専門職を目指し、研修への積極的な参加と実践を通じた学びにより、資質・姿勢等の向上に努めます。

(3)個別機能訓練

- ・多職種と連携をとり、ご利用者個々のニーズと状況に応じた個別の訓練計画を策定し、ご本人またはご家族の同意のもと、生活機能の維持向上に向けた機能訓練サービスを提供します。
- ・拘縮の予防や安楽な姿勢を保持するため、ポジショニングに取り組みます。

(4)食生活

- ・給食委託業者と十分な連携をとり、より良い食事が提供できるように努めます。
- ・ご利用者の嗜好を把握し、旬の食材を取り入れることで季節を感じていただき、見ても食べても楽しめる食事を提供します。
- ・食欲のわく見た目にもこだわったソフト食の提供に努めます。
- ・一人ひとりのニーズや栄養状態に応じたサービスが提供できるよう、栄養ケア計画を作成し、食生活を支援して健康の維持・増進につなげます。

(5)住環境

- ・ご利用者一人ひとりの生活の場としての環境整備と、おもてなしの心を大切にした環境づくりを心がけます。

3. 居宅サービス

住み慣れた地域で、その人らしい暮らしが送られるよう、質の高いサービスの提供を目指します。

1) 斐川サンホーム指定短期入所生活介護事業所

(1)生活支援及び介護

- ・ご自宅での生活状況などを十分に把握するとともに、居宅介護支援事業所と連携をとり、ご利用中のサービス内容、提供する介護について適切に計画・実施し、ご利用者

が在宅での生活を続けられるように支援します。

- ・併施設において、行事やレクリエーション、ご利用者同士での交流など活動の場として、生きいきとした生活を送られるよう支援します。

(2) 介護負担軽減への支援

- ・ご利用者ととともに暮らすご家族の、一時的な介護困難や自由時間の確保など、必要な負担軽減に配慮しサービスを提供します。

(3) 安心・安全なサービス

- ・ご家族や居宅介護支援事業所にはご利用中の様子をお伝えし、ご利用者の生活を中心としたサポート体制を支えます。
- ・ご家族との連携でご利用者の心身の状況についてよく把握をし、異常があった場合には、ご家族やかかりつけ医等との連携により適切な対応をします。
- ・事業所内はもとより、送迎においても安全に安心してご利用いただけるように心がけます。

2) 斐川サンホーム指定通所介護事業所

(1) 自立的な生活への支援

- ・専門スタッフによる介護サービス及び生活相談により、生活に良いリズムを作る支援を行います。
- ・生活リハビリの視点で必要な運動を取り入れ、楽しみながらできる機能維持・向上のためのプログラムを工夫し実施します。

(2) 社会参加・交流への支援

- ・見学や利用体験などの準備期間を設けるなどし、納得し安心してご利用いただけるように配慮します。
- ・閉じこもりを防ぎ、生活意欲を引き出すよう、交流の場としてもご利用いただき、外出支援など計画し実施します。

(3) 介護負担軽減等への支援

- ・ご利用者ととともに暮らすご家族の、一時的な休息や自由時間の確保など、負担軽減に配慮しサービスを提供します。

(4) 安心・安全なサービス

- ・ご家族との懇談会、定期発行のお便り、連絡ノートなどで、ご利用中の様子をお伝えします。

- ・ご家族との連携でご利用者の心身の状況についてよく把握をし、異常があった場合には、ご家族やかかりつけ医等との連携により適切な対応をします。
- ・事業所内はもとより、送迎においても安全に安心してご利用いただけるように心がけます。

3) サンホーム指定居宅介護支援事業所

(1) ケアマネジメント

- ・ご利用者の意思を尊重し、その方の立場に立ち、公平中立に業務を行います。
- ・ご利用者の心身の状態や生活環境に適した介護サービスが提供されるように、地域の社会資源を十分に活用し、一人ひとりに相応しいプラン作成に努めます。
- ・ご利用者やご家族の状況、サービスの実施状況等を把握し、必要なプラン変更には速やかに対応するように努めます。
- ・多職種協働のネットワークにより、地域の中でのご利用者の暮らしを支えるため、各種会議に参加し、情報共有・マネジメントに努めます。
- ・難しい事例は事業所全体で問題の解決方法を探っていきます。また、対応困難な場合、地域包括支援センターに相談しながら連携を図り、解決していきます。

(2) 相談対応

- ・事業所内部での情報共有を行い、担当者が不在であっても適切に対応が行えるようにします。
- ・事業所として電話対応可能な体制を整え、併設の施設と協力して行います。
- ・生活上の些細な事柄に対してもきちんと受け止め必要な対応をします。
- ・高齢となる障害者の方には、相談支援事業者等と十分な連携を図り、障害サービスから介護保険サービスへスムーズに移行ができるようにするなど、適切な相談対応を行い支援します。

(3) 移転計画

- ・今後、事業所の移転によって起こり得る様々な問題の解決に向け、事前の準備を進めます。